

## 社会福祉法人長野県共同募金会次年度緊急配分積立金規程

### (目的)

第1条 長野県共同募金会は、受配対象団体から特別な事由による緊急の配分申請に対応するため、次年度緊急配分積立金を保有するものとする。

### (資金)

第2条 配分の財源は、次の各号により、理事会の議決を経て積立てるものとする。

- (1) 共同募金配分決定事業に対し、共同募金以外の資金充当により生じた次年度に繰越される共同募金
- (2) 共同募金配分事業戻入金
- (3) 配分財源として、取扱うことが適正と判断されるその他の資金

### (会計)

第3条 この資金は、寄付金サービス区分において処理する。

### (財源化)

第4条 積立てた資金は、積立てた年度の翌年度の共同募金配分事業の財源とする。

### (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この規程は、平成29年1月13日から施行する。